

児童虐待における社会的養護の現状とその課題

—これからの社会的養護のあるべき姿とは—

吉 田 大 治

目次

はじめに

1. 児童虐待について
 1. 1 児童虐待とは何か
 1. 2 児童虐待問題の現状
 1. 3 虐待が子どもに与える影響

2. 社会的養護について
 2. 1 日本における社会的養護
 2. 2 施設養護について
 2. 2. 1 児童養護施設の概要
 2. 2. 2 児童養護施設の課題
 2. 3 政策
 2. 4 海外における社会的養護の現状

3. 里親制度について
 3. 1 里親制度とは何か
 3. 2 里親制度の効果
 3. 3 里親制度の現状

4. これからの社会的養護のあるべき姿
 4. 1 里親制度のこれから
 4. 2 児童養護施設のこれから

おわりに

参考・引用文献

はじめに

中・高での児童養護施設への訪問活動でのある経験、それがこの論文を書くに至ったそもそもの理由である。偶然、自身の虐待の体験談をまるでテレビの話をしている様にしていた子どもを見かけ、大きな衝撃を受けた。私は両親がおり、特に大きな問題もなく普通に暮らしていた。しかし世の中にはそんな”当たり前”な生活が出来ず、幼いながらに精神的に大きな傷を負って苦しんでいる子ども達の存在を目の当たりにし、もっときちんと知りたいと思い、現在まで勉強してきた。この問題は非常に様々な社会問題なども関係しており、複雑化している。更に、子どもが死亡するケースも度々ニュースになったり、ドキュメンタリー番組があったりなど年々深刻化している現状を知った。

例えこの問題がどのような状況になっても、しなければならないことが3つある。1つ目は親への支援を厚くし子育ての負担を軽減したりして虐待を起こさせないようにする予防である。そもそも、虐待は起きないに越したことはない。2つ目は虐待にあっている子ども達をいかに早く救い出すことが出来るかである。虐待を完全に無くすことは難しい。だからこそ、もし起きてしまったら子ども達が最悪の事態に陥らない様、迅速な対応が必要不可欠である。そして3つ目は、子ども達の心の傷を癒し、過去のトラウマなどを乗り越えて”当たり前”な生活を送れる様にすること、つまりケアである。子ども達は虐待を受けた後の人生の方が長い。いかに1日でも早く再出発を切り、幸せと思える様な人生を歩める準備が出来るかが非常に重要である。

今回の論文ではこの3つ目に挙げたケア、特に社会的養護に関して扱っていく。なぜ社会的養護なのか、それは2つ理由がある。1つ目は私自身、社会的養護の最前線である児童養護施設への訪問活動を行っていたことで、いかに虐待を受けた後の子ども達の生活をより良いものにしていくかが重要であるかを肌で感じたからである。そして、2つ目の理由はあるドラマを見たからである。それは、その過激な描写で話題となった「明日、ママがいない」である。作中、重要なテーマとして取り上げられていた里親制度の存在を知り、より家庭的な養育環境の提供を出来るかがこれからの社会的養護において非常に重要だと感じた。里親制度についてきちんと知り、理解すれば将来的には自分もこの様な形で児童虐待問題に関わる事が出来るかもしれないと考えた。つまり、誰しものが児童虐待問題に関わる事が出来るのである。日本型とも言える現在の施設養護中心の社会的養護から脱却し、子ども達の最善の利益を保障していくことがこれからの社会的養護において最優先事項である。だからこそ今回は、現在の社会的養護の中心を担う施設養護を見つめ直し、今後の社会的養護の在り方を考えていきたい。第1章では児童虐待問題に関する基礎的なことの再確認をしていく。第2章では社会的養護の現状について施設養護を中心にみていき、海外の事例についても少し触れていく。第3章では現在、国が推進を目指している里親制度についてどういったものなのか見ていく。そして第4章では第3章までを踏まえ、子ども達にとって望ましい社会的養護のあり方は何なのか、今後どうあるべきかなどについて筆者の考えを述べる。

1. 児童虐待について

1. 1 児童虐待とは何か

日本において、児童虐待が定義づけられたりしたのはまだ 10 数年前と比較的最近である。元々、児童虐待はアメリカで大きな注目を浴びた問題であった。1962 年、アメリカの小児科医であるヘンリー・ケンプ達が医学雑誌「Journal of the American Medical Association」に「被殴打児症候群 (The Battered-Child Syndrome)」というタイトルで論文を提出したことが始まりである。その後児童虐待がアメリカ国内で大きな注目を浴び、各州が法整備を行い 1974 年には「児童虐待の予防と治療に関する法令 (Child Abuse Prevention and Treatment Act)」が連邦法として公布されたことで国家的問題へと発展した。(内田 2009: 2-3) 1989 年には国連総会にて「児童の権利に関する条約 (通称：子どもの権利条約)」が採択され、第 19 条 1 項にて「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取 (性的虐待を含む。) からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」と初めて国際条約の中で児童虐待に関して明記された。この様に児童虐待はアメリカでの論文提出を皮切りに、世界的問題となった。

こうした世界の流れとは逆に、日本は長らく児童虐待に対して積極的な対策を講じてこなかった。1994 年に子どもの権利条約を批准したが、1998 年 6 月に国連子どもの権利委員から調査、加害者への制裁、早期発見や保護など様々な面において対応が不十分で是正が必要という勧告を受けてしまう程であった。そういった影響もあり、2000 年 2 月下旬に与党内にて「与党児童虐待問題検討会」が設置され本格的にこの問題に取り組むこととなった。そして同年 11 月、児童虐待そのものに関することからその対応などについて明記した「児童虐待の防止等に関する法律 (通称：児童虐待防止法)」が施行された。(町野ほか編 2012: 2-3)

児童虐待防止法において児童虐待は以下の通りに定義づけられている。

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待とされる具体的な行為をまとめると以下の通りである。¹

① 身体的虐待

外傷を負わせたり、生命に危険のある暴行を行ったりすることである。殴る、蹴る、投げ落とすといった一般的なものの以外にも、異物をのませる、食事を与えない、溺れさせる、意図的に子どもを病気にさせる、といったことも当てはまる。

② 性的虐待

子どもへの性交、性的暴行、性器を触ったり触らせたりする、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要したりすることなどが当てはまる。

③ ネグレクト

育児放棄とも言う。重い病気になっても病院に連れて行かない、車の中に乳幼児を放置するなど子どもの健康や安全への配慮を怠ること、子どもからの情緒的欲求に答えない(愛情遮断)、食事や衣服などが極端に不適切で健康状態を損なう程放置したりすることなどを指す。近年、夏場に親が車内に子どもを残したままパチンコなどに行き子どもが熱中症で死亡する事件が度々起きているが、これはまさしくネグレクトそのものである。

④ 心理的虐待

脅迫、子どもを無視したり拒否的な態度を示したりする、他のきょうだいと全く異なる差別的な扱いを受ける、目の前でDVを見せられることなどが当てはまる。

1. 2 児童虐待問題の現状

2013年度における全国207ヶ所の児童相談所が受けた児童虐待相談対応件数が速報値で73,765件ということを厚生労働省は公表した。²これは前年度比10.6%増(7064件増)と統計を開始した1990年度から23年連続で過去最多を更新したことになる。増加要因としては児童虐待が社会に与える損失額が1.6兆円という社会的コスト³が初めて公表されるなど、深刻化しているからだけではない。2004年の児童虐待防止法改正により、通告義務の対象がそれまでの「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」へと変わったこと、学校などにおける児童虐待防止法の浸透による早期発見、早期通告の増加など法

¹ 厚生労働省「児童虐待の定義」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
(最終閲覧日 12月18日)

² 厚生労働省「平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html> (最終閲覧日 12月18日)

³ 日本子ども家庭総合研究所「The social costs of child abuse in Japan」

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S019074091400276X>
(最終閲覧日 12月18日)

律や組織的対応体制の整備が挙げられる。また、2004年1月の岸和田中学生虐待事件⁴や2010年の大阪市西区で起きた2児餓死事件⁵など児童虐待に関する様々な報道がされたこと、政府の広報活動などによって国民がこの問題に対して理解や関心が強まったことなども大きな要因として挙げられる。

では内訳はどうなっているのか。2012年度（児童虐待相談対応件数；66,807件）のデータ⁶ではあるが見ていく。種類別では全体の35.3%が身体的虐待と最も多く、心理的虐待が33.6%、ネグレクトが28.9%、性的虐待が2.2%と続いている。これらは単体で行われるのではなく、並行して行われるケースも多々ある。次に、加害者について見ていく。実母が57.3%と最も多く、実父29%、その他（祖父母、伯父伯母等）が6.7%、実父以外の父が6.2%、実母以外の母が0.8%と続く。母親が半分以上を占めるのは、子どもと接する時間が最も長いという、育児＝母親がするもの、という性別役割分業が社会に依然強く残っているためだと考えられる。最後に被虐待児の年齢層を見ていく。小学生が35.2%と最も多く、3歳から学齢前が24.7%、3歳未満が18.8%、中学生が14.1%、高校生等が7.2%と続く。

ここで注意しなければならないのが、上記の数値がそのまま実際の児童虐待の発生件数、もしくは近い数値と認識するのは間違いであるということである。児童虐待は家庭内という外からは見えにくい場所で行われているため場合によっては発見されない、死亡事件になって初めて明るみになる、といったケースが多々ある。つまり、児童相談所が対応しているのはあくまで氷山の一角という見方もあり実数は未知数である、というのが現状である。

1. 3 虐待が子どもに与える影響

児童虐待防止法の第1条において「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、…」と記されている通り、児童虐待は子ども達に様々な悪影響を与え保護されてからも様々な苦しみと立ち向かわなければならない。いかにこれらを克服する手助けを出来るかが社会的養護における重要な役割の1つである。虐待が子ども達に与える影響として身体面への影響、知的発達への影響、精神面への影響の3つが挙げられる。⁷

⁴ 中学3年生の長男に実父と内縁の妻が身体的虐待とネグレクトを行った事件。長男は餓死寸前（身長155cm・体重24kg、手や足が骨と皮だけの状態。皮膚は一部腐敗）で保護された。中学校は児相に相談していたが「通告」として受け取らなかったため初期対応の遅れが問題とされ、同年4月の児童虐待防止法改正に大きな影響を与えた。

⁵ マンションの一室で2人の幼児の一部白骨化した遺体が見つかり、実の母親がネグレクトで逮捕。母親がホストクラブにはまって子ども達を部屋に閉じ込めたこと、子ども達が生まれた当初は育児の楽しみなどをブログに綴っていたこと、更には母親自身過去に虐待を受けていたことなどその事件の悲惨さなどから事件発生後しばらく報道され続けた。

⁶ 厚生労働省「児童虐待の現状」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf（最終閲覧日 12月18日）

⁷ NPO法人シンクキッズ 子ども虐待・性犯罪をなくす会

「虐待が子どもに与える深刻な影響と心の傷のケアが必要な理由」

① 身体面への影響

虐待を受けた子ども達の特徴として発育が遅れることが挙げられる。十分な食事や栄養を与えられないために、同年代の子ども達と比べ発育や発達に遅れが見られるケースが多々ある。低栄養は疲れやすさや体調不良などにも繋がる。また、自身の中にある不安や過去への恐怖感などを言葉に出来ず、頭痛、腹痛、疲労感など精神的問題を様々な身体的症状を介して訴えることもある。

② 知的発達への影響

頭を殴られたり、強く揺さぶられたりなど身体的虐待を受け頭部への外傷を負うことで、脳や神経系にダメージを与えられその後遺症として知的障害になることがある。仮に外傷がなかったとしても、ネグレクトなどにより年齢相応の基本的生活習慣の未取得、成長に必要な関わりや語り掛けなどの知的刺激や、発達に必要な不可欠な幼少期における好奇心を満たす遊びなどが抑圧されることで、知的発達の遅れに繋がってしまうことがある。

③ 精神面への影響

児童虐待における影響の中で、この精神面の影響へのケアが最も重要だと言える。ただ単に精神的なダメージを負うだけでなく、日常での行動などあらゆる面に様々な影響を及ぼすからである。今回は精神面への影響の中でも代表的な2つを挙げる。

(1) 愛着障害

人は乳幼児期などに、特定の大人（養育者＝親）と安定した密接な関係の構築を求める。これを愛着と言う。この愛着がその後の対人関係に大きな影響を与える。「自分が親から守られていると感じることで、自由に探索行動や社会的相互交渉を楽しんだり自分という存在に対して価値や自信をもたらしたりする。」（庄司 2009: 139）その結果、共感性や自己コントロールの発達などに繋がる。しかし、虐待により親との安定した愛着が絶たれることで人を信用出来ず適切な人間関係の構築が難しくなる。この影響は様々な形で現れる。誰にも馴染まず人と感情的な疎通が取れない（抑圧型）、逆に見知らぬ人でも会った瞬間からべたべたとするなど正しい1対1の関係が取れない（脱抑圧型）、という特徴が挙げられる。また、常に自分を自分で守らなければならない過覚醒の状態になってしまうため、落ち着きがない、多動、自己主張が激しい、といったことも挙げられる。⁸

(2) トラウマによる解離性障害

トラウマは心的外傷とも呼ばれ、過去の恐怖体験（虐待）が「記憶の中で叙述として統合されずに孤立した形になり、コントロールがつかない形で蘇ったり、無意識の内にその状況を回避したり、過覚醒になったりする。」⁹トラウマは事故など突然の一回の出来事でも抱えるが、長期的に行われる虐待によってできるトラウマは前者と違った症状も現れる。最も代表的なのが解離性障害である。庄司（2009）によると、「虐待などの心的外傷を受けた際に、脳が身体の全体性を保つために心的外傷体験を感じないようにと繰り返し切り離

<http://www.thinkkids.jp/genjou/reason>（最終閲覧日 12月18日）

⁸日本子ども家庭総合研究所「児童虐待と心のケア」

<http://www.aiikunet.jp/exposion/manuscript/11525.html>

（最終閲覧日 12月18日）

⁹日本子ども家庭総合研究所「児童虐待と心のケア」

<http://www.aiikunet.jp/exposion/manuscript/11525.html>（最終閲覧日 12月18日）

すことで生じる。」としており、大きく分けて以下の3つの症状があるとしている。

- ・記憶障害

あまりにも辛い経験をすると、その経験を感情と共に脳の一部に閉じ込め、なかったことにする。その影響により、他の日常生活における記憶などが同時に断片化したり忘れてしまう。その結果、やった覚えのないテストが返却される、話した覚えのないことを人から言われる、ある時期の記憶が全くないといったことが起きる。

- ・自己感覚の障害

記憶を閉じ込めることで、身体感覚や意識に大きな影響を与える。痛み、暑さ、冷たさを感じない、いつの間にか時間が経過している（時間感覚の麻痺）、夢か現実かわからなくなる、といったことが起きる。

- ・自己コントロールの障害

外傷体験に関係する五感にふれることで、それに関係する行動が自分では抑えきれずに、突然飛び出してしまうことである。してはいけないとわかっているとしてもしてしまう、フラッシュバック、人との接し方や関わり方が突然大きく変わってしまう、といったことが起きる。

2. 社会的養護について

2. 1 日本における社会的養護

社会的養護とは保護者が亡くなった児童、保護者はいるがその保護者が養育するのが適切でない児童を公的責任の下、社会が養育や保護をしたりすることを言う。その内容としては、施設養護（乳児院、児童養護施設等）と家庭養護（里親制度、養子縁組制度等）の2つが主である。元々日本における社会的養護の対象の多くが第二次世界大戦後における戦争孤児、引上孤児、浮浪児であった。1945年の「戦災孤児等保護対策要綱」、1946年の「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」によって養護施設増設方針が取られた。そして寺院、キリスト教会などの宗教家や教育家などの有志が私財を投じたり、寄付金を集めたりして児童養護施設を創設するなど多くの民間の人々が尽力した。しかし、1960年代後半と高度経済成長期に突入した頃から保護者のいる児童が社会的養護を受けることが多くなった。（小田ほか編 2013: 38-39、227）

現在では、社会的養護の下で暮らしている児童のほとんどに保護者がいる。筆者が中・高で訪問活動を行っていた大阪の児童養護施設「聖家族の家」も戦後まもなく戦争孤児達の為に作られたが、現在では保護者と何らかの理由（児童虐待が主）で離れて暮らしている児童がほとんどである。

厚生労働省の「社会的養護の現状について」によると、社会的養護を受けている児童数

は約4万6千人に上る。内訳としては施設養護¹⁰に41,061人、家庭養護¹¹に5,407人となっている。要保護児童は年々増加しており、児童養護施設への入所児童数は1995年から2013年にかけて1.06倍、乳児院への入所児童数は1.20倍、里親・ファミリーホームへの委託児童数は1999年度末から2012年度末にかけて2.55倍となっている。各施設共、被虐待児の占める割合が高くなってきている。児童養護施設では全体の53.4%、情緒障害児短期治療施設では75%、児童自立支援施設では66%、母子生活支援施設では41%、と半数以上もしくは半数近くが被虐待児である。乳児院では27.2%にとどまっているが、1992年の14%から15年程で2倍近くまで増加している。

厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」において、社会的養護の基本的理念として2つが挙げられる。1つ目は「子どもの最善の利益のために」である。児童福祉法第1条第2項「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」子どもの権利条約第3条第1項「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」などの規定の実現が当てはまる。2つ目の理念は「すべての子どもを社会全体で育む」ということである。児童福祉法第1条と第2条にて「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と明記されている。また子どもの権利条約第20条第1項にも「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と、国民と国共に全ての子ども達への福祉に関して責任を有していると記されている。

この2つの理念の下、6つの原理を意識した取り組みが社会養護の実践において必要である。¹²

① 家庭的養護と個別化

子ども達が適切な養育環境の下で、安心して身をゆだねることの出来る養育者に養育される必要がある。「当たり前」や「普通」の生活の保障が、新たに出発していく上で必要不可欠である。その上で、多様な子ども達に適した援助を実現していくべき。

② 発達の保障と自立支援

子ども期の健全な心身の発達を目指すと共に、自立した主体的な社会生活を送るための基礎的な力を形成していく。

③ 回復をめざした支援

虐待や分離体験などによる心身の傷の癒し、回復に向けた専門的ケアや心理的ケアが必要である。その上で、他者との信頼関係や自己肯定感を取り戻していく。

¹⁰ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設（情短施設）、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

¹¹ 里親、ファミリーホーム

¹² 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf

（最終閲覧日 12月18日）

④ 家族との連携・協働

子どもへの支援と共に、家族との関係の再構築も社会的養護の目標の1つである。親と共に、親を支えながら子ども達の発達や養育を保障していく必要がある。これが不可能ならば、親子の心理的関係を維持させた上で、親に代わって保障しなければならない。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

始まりからアフターケアまでの継続性と、可能な限り特定の養育者による一貫性のある養育、様々な社会的養護の担い手と連携した取り組みが必要である。

⑥ ライフサイクルを見通した支援

子ども達にとって入所や委託はゴールではなくあくまで新たな人生におけるスタートである。入所や委託が終わった後も長く関係を持ち続け見守ることで、虐待などの世代間連鎖を断ち切る様な支援が必要である。

2. 2 施設養護について

2. 2. 1 児童養護施設の概要

前の節で触れた通り、現在日本の社会的養護において施設養護入所児は家庭養護への委託数の約7.6倍と施設養護への比重は圧倒的なものとなっている。その中でも特に、児童養護施設への入所児は28,831人と社会的養護を受けている子どものうち6割以上となっている。¹³施設数も全国に595ヶ所と、他の社会的養護に関する施設数¹⁴と比べ圧倒的な多さとなっている。ここまで日本の社会的養護が児童養護施設に大きく依存する様になったのは、先述の通り戦後の戦争孤児等の対策のために養護施設増設方針が取られたのが大きな要因である。また、児童虐待問題への対策は早期発見・早期対応のための制度改正や組織体制の強化、発生予防のための子育て支援事業の拡充など、いわゆる入口段階のものに主眼が置かれていたのも要因として挙げられる。

児童養護施設は大きく分けて4つの役割を担っている。(谷口ほか編 2014:51-57)

① 日常生活支援

児童養護施設での支援の大部分を占めていると言っても過言ではない。施設には虐待など様々な事情から入所してくる。例えば、ネグレクトを受け続けたことで、なぜ体をきれいにしなければならないのかわからない、何のために掃除をするのかわからない、といった子どもがいる。また身体的虐待を受け続けたことで困ったときは暴力で解決する、という子どももいる。そういった子ども達に、日常生活支援を通じて自分の守り方、適切な人間関係の築き方などを職員が共に考え、日々繰り返し伝えていく。

② 自立支援

入所して施設での生活に慣れた頃から、子ども達の自立を見越した展開がなされる。自

¹³厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search='%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6'（最終閲覧日 12月18日）

¹⁴乳児院 131ヶ所、情緒障害児短期治療施設（情短施設） 38ヶ所、児童自立支援施設 58ヶ所、母子生活支援施設 258ヶ所、自立援助ホーム 113ヶ所

分の衣類を洗濯する、弁当のおかずを当番制で準備する、食器を洗う、掃除をする、といったことを自分達で繰り返し行うことで日常生活スキルを上げたりし、施設退所後も自立した生活が出来る様にしていく。

③ 家庭支援

児童養護施設は入所している子ども達への支援だけでなく、子どもの家庭への支援も行っている。家族と直接会って家庭の様子や子どもの日常生活の変化などを伝えあったり、親の相談に乗ったりする。時には児童相談所や社会福祉関連機関、医療機関など様々な関係機関と連携をして支援を行う。

④ 地域支援

児童養護施設は当事者のためだけの施設ではない。そこにいる職員達は子育てに関して豊富な知識や技術を持ったいわばエキスパートである。地域の人々の子育て相談に乗ったり、ショートステイなどで預かったり、子育て講座を開催したりするなど、地域の子育てに関するニーズに応じている。中には子育て家庭以外にも、地域の人々のサークル活動や自治体の集会などへの施設設備の提供なども行う施設もある。逆に施設も、地域の人達からボランティアで子ども達が勉強を教えてもらったり、寄付を貰ったりするなど、支援をしてもらっている。この様に施設と地域はお互いに支援し合っている関係にある。

2. 2. 2 児童養護施設の課題

児童養護施設には多くの専門職が連携し合いながら支援にあたっている。日常的な視線、言葉かけなど細部に至るまで専門的に行われ、子ども達のニーズなどに応じる知識、技術、設備などが整備されている。また、近年の児童虐待問題の深刻化に対応するため、心理療法担当職員が配置され、2004年度予算では家庭支援専門相談員も配置出来るようにするなどしている。しかし、それ以上に多くの課題を抱えているのも事実である。

1つ目の課題は児童養護施設の多くが大舎制の形態をとっていることである。大舎制とは原則児童数が20人以上、相部屋、食事は大食堂に集合して食べる、と集団生活を営む形態である。児童福祉施設基準第41条にて「児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。」と規定されている。つまり子ども1人当たり畳3畳分程しかスペースが保障されていない。このような生活は社会的養護の原理である「家庭的養護と個別化」とは真逆の環境と言える。虐待を受けた子ども達の精神面は非常に不安定である。しかし、集団生活という他者と半強制的に関係性を持たなければならず、かつプライバシーがほとんどない場所での生活はより苦しめることにも繋がる。つまり、そもそも虐待を受けた子ども達が再出発を切るには適していない環境なのである。大舎制においてはスペース面に関する問題と共に、職員数の不足も課題として挙げられる。虐待を受けた子どもの入所増加などにより、近年職員増のための措置費の配置基準を引き上げたりしている。しかし、それも職員1人に対して子どもが5.5人と依然不足している状態である。このような職員が少ない状況の中で、大量の洗濯物、片付けや掃除、学校での問題や悩みの把握、学習支援、子ども達との遊び、子ども達1人1人の現在の状況の把握や今後起こり得る言動や状況の予測など、多くの支援を同時進行で行わなければならない。無論家庭の代わりの場であるため、24時

間体制で交替しながらである。そのため時間によっては職員 1 人で子ども 16 人を受け持つ、ということもある。¹⁵この様な状況下では、子ども 1 人 1 人と職員が接する時間は大幅に限られていく。親から虐待を受けた子ども達にとって職員がまさしく「親」である。しかし、職員は色々な子の面倒も見なければならず、自分のニーズを発信しても「ちょっと待って」「あとでね」と必要な時に応えてもらえない状況が続いてしまう。その結果、心の空白を埋めきれず十分な精神的なケアを提供出来ない。また、可能な限り特定の養育者による一貫性のある養育が必要とされているが、職員は交替で子ども達の面倒を見、就退職もあるため住み込みであっても養育者が常に変わる状況である。そのため子ども達は安定的な人間関係の下で安心して生活出来ない、というデメリットが存在する。

2 つ目の課題は教育および自立への支援が満足のものではないということである。虐待などによって満足に勉強などをする環境でなかった子ども達は数多くいる。特に、平仮名、漢字、足し算引き算など将来の勉強の基礎となることを習う小学校低学年時代にこの様な環境にいた場合、1 人 1 人に応じた学習支援を通じていかに早く学習の遅れを取り戻すことが出来るか重要である。しかし、施設での学習支援の担い手である職員や学習ボランティアは、先述の通り人員不足の中で様々な仕事を並行して行っているため、十分な学習支援を行えているとは言い難いのが現状である。その結果、学校の勉強についていけない、そもそも基礎的な部分がわからない状態に陥り退所後も望むような進路に進めず苦しい生活を送ることになってしまう。無論、児童養護施設にいる子ども達のために幼稚園費、学習塾費、部活動費などの措置費が支給されるが十分ではない。学校での勉強の遅れを取り戻すために、大学受験のために、学校外でも勉強するのに必要な学習塾費は中学生を対象としている。¹⁶そのため、基礎的なことを学ぶ小学校時、大学受験のために予備校などに通ったりしたい高校時に同年代の子ども達と同じ様な教育を受けることや遅れを取り戻すことが難しい。

高校卒業後も施設に住む子ども達には厳しい現実が待っている。児童福祉施設における子ども達の保護期間は児童福祉法によって原則 18 歳までと定められている。延長措置をすることで最長 20 歳までいられるが、都市部を中心にどこも入所率が非常に高く 18 歳以上になっても居続けられるだけの人的・空間的余裕がない。そのため高校卒業後は多くの場合、自立出来るかどうかに関わらず独り立ちしなければならない。日本の高等教育機関への進学率が 8 割近く¹⁷となっている様に、「普通」の家庭では高校卒業後の進路の第一選択肢として多くの場合大学や専門学校などへの進学がまず初めに出てくる。しかし、児童養護施設に住む子ども達は親からの経済的支援も望めず、国からも「就職、大学進学等支度

¹⁵特定非営利活動法人 3keys 「児童養護施設について」

<http://3keys.jp/activity/fosterhome/>（最終閲覧日 12 月 18 日）

¹⁶文部科学省「平成 24 年度学校基本調査（速報値）の公表について」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1324976_01.pdf#search='%E9%AB%98%E7%AD%89%E6%95%99%E8%82%B2%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E9%80%B2%E5%AD%A6%E7%8E%87'（最終閲覧日 12 月 18 日）

¹⁷ 文部科学省「平成 24 年度学校基本調査（速報値）の公表について」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1324976_01.pdf#search='%E9%AB%98%E7%AD%89%E6%95%99%E8%82%B2%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E9%80%B2%E5%AD%A6%E7%8E%87'（最終閲覧日 12 月 18 日）

費」として 26 万 8,510 円支給されるがそれ以外は全て自分で毎月の生活費、授業料などを工面しなければならない。そのため、児童養護施設の子どもの大学の進学率は約 2 割となっており、そのうちの約 3 割が経済的理由などから中退を余儀なくされている。¹⁸一方で退所後就職するのは約 7 割となっている。¹⁹高卒での就職では初任給は非常に低く、毎月の生活を維持するだけでもやっとの状況である。この様に、児童養護施設の子どもの虐待などから解放されても、施設退所後には再び苦しい生活を送らなければならない可能性が高い。

2. 3 政策

現在、社会的養護の在り方は少しずつ変化していつている。最も特徴的なのが、児童養護施設への依存の脱却並びに家庭的な養護の拡充である。2011 年の厚生労働省による「里親委託ガイドライン」によると、9 割近くの要保護児童が児童養護施設に委託されている現在から、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームへの委託割合をそれぞれ 3 分の 1 ずつに変えていくとしている。

里親に関しては 2010 年 1 月に閣議決定された『「子ども・子育てビジョン」について ～子どもの笑顔があふれる社会のために～』において、平成 26 年度の委託率の目標値を 16% と設定した。この目標値達成後は、その後の 10 数年間で 3 割以上へと引き上げる目標を掲げて推進するという方向性を示している。厚生労働省が 2011 年に策定した「里親委託ガイドライン」においては、「保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。」と社会的養護における里親委託優先の原則を打ち出し、里親制度の更なる推進を図っている。また、一日里親体験、児童相談所における里親担当の設置、定期的な家庭訪問による里親や子どもの状況の把握、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）といった広報活動や手厚い支援、体制整備を行うことで登録者の確保など里親制度の土台構築を行いつつある。

児童養護施設に関しては現在、「小規模化」が大きなキーワードとなっている。厚生労働省の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進めることを明記した。具体的には以下の通りである。

(a) 「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア

¹⁸特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

「【プレスリリース】児童養護退所者の進学率は約 2 割（全国平均 77%）、進学した退所者の約 3 割が中退」 <http://www.b4s.jp/2013/05/09165132/>（最終閲覧日 12 月 18 日）

¹⁹厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search='%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6'（最終閲覧日 12 月 18 日）

化（オールユニット化）をしていく。

- (b) 「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員 45 人以下にしている。（45 人以下は現在の小規模施設加算の基準）
- (c) 「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしている。

このようにすることで、施設においても社会的養護の原理である「家庭的養護と個別化」を行える様にし、「当たり前」の生活を保障出来るようにする。小規模化に向け、配置基準を現行の職員 1 人に対して子ども 5.5 人、から 4 人への引き上げを目標設定、賃借費の加算、措置費の保護単価表を 10 人刻みから 5 人刻みに変更、施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）支給の際に小規模グループケア整備加算を加えられる様にするなど、小規模化を推進するための予算制度が組まれている。

2. 4 海外における社会的養護の現状

ここまで日本における社会的養護の現状などについて確認してきたが、海外ではどうなっているのか少し見ていく。

日本と海外の社会的養護における大きな違いは里親等への委託率が海外では非常に高いということである。日本における要保護児童に占める里親等委託児童の割合は 2014 年度末の段階で 14.8%となっている。しかし、2010 年前後の段階でアメリカでは 77%、イギリスでは 72%、フランスでは 55%、韓国では 44%と先進国は軒並み高い委託率を出している。オーストラリアに至っては 93.5%と日本とはほぼ真逆の状態である。²⁰

では社会的養護のほとんどを家庭養護が担っているオーストラリアは具体的にどうなっているのか、ビクトリア州を例に見ていく。ビクトリア州は人口約 550 万人でメルボルンが州都である。現在社会的養護を受けている児童数は 5469 人でそのほとんどが児童虐待など不適切な養育が原因である。こういった子ども達を保護し措置を行うのは行政機関であり、日本の児童相談所にあたる Department of Human Services(DHS)である。しかし、フォスターケアラー（里親）の登録から管理、トレーニングや委託後の支援などは、民間のソーシャルワーク機関であるコミュニティサービス機構（Community Service Organization [CSO]）が行っている。CSO はフォスターケア以外にもキンシップケア（親族里親）を除く社会的養護の支援のほとんどを担っているのも大きな特徴である。保護された児童の措置先の第一選択肢はキンシップケア、第二の選択肢がフォスターケア、その次に施設養護となる。フォスターケアではなくキンシップケアが第一選択肢となるのは、面識のある親族が養育者となるため比較的安心出来る環境となるからである。その結果、不調ケースも少なくなりフォスターケアと比較しても委託期間が長く、既存の人間関係を最大限かつ継続的に活用出来るメリットがある。施設養護に関しては、家庭養護が適さな

²⁰厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search=%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6（最終閲覧日 12 月 18 日）

い場合にのみ検討される。施設養護も大舎制がメインの日本とは違い定員が 5～6 名がメインで、中にはケアワーカー 2～3 名に対して児童が 2 人という日本では中々考えられない規模の施設もある。施設養護に措置される基準は Association of Children's Welfare Agencies で以下の様に定められている。

- ① 家庭養育による感情的なプレッシャーや家庭生活の過度の期待から解放される必要がある児童。
- ② 極端な問題行動により、組織化された治療的環境が必要な児童。
- ③ 兄弟姉妹などの人数が多く、また全員同じ環境で養育されることが望ましく、さらにそれを受け入れられるフォスターケア家庭が用意出来ないケース。
- ④ 適切な援助内容が決定されるまでのアセスメント期間の一時的な養護。これは、実親のもとに児童を戻すようなケースに見られる。
- ⑤ 児童の問題行動が地域社会や家庭生活では受け入れられない程困難なケース。
- ⑥ 児童自身が家庭養護を拒むケース。特に、里親委託がうまくいかず、何度も措置変更を繰り返した経験を持つ児童。
- ⑦ フォスターケア家庭で継続が難しい程集中的なケアが必要な障害を持つ子ども。
(町野ほか編 2012:93-99)

3. 里親制度について

3. 1 里親制度とは何か

里親制度は虐待だけでなく、親の病気など様々な理由で親と暮らせなくなった子ども達に家庭と同じ養育環境を提供する制度である。里親の定義は児童福祉法第 6 条第 4 項にて「この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。」と定義づけられている。里親は 4 種類あり、それぞれの役割などは以下の通りである。

① 養育里親

保護が必要な児童を元の家庭で生活出来るようになるまでの一定期間、あるいは自立出来るようになるまで養育する。里親制度において基本となる里親である。

② 専門里親

2002 年に行われた里親制度改革の際に新たに創設された。虐待により心身に大きな影響を受けた児童や障害児など、専門的知識や技術が必要な里親である。

③ 親族里親

専門里親と同様、2002 年に創設。直系血族である祖父母や兄弟姉妹といった民法上の扶養義務者および配偶者のみが当てはまる。

④ 養子縁組里親

文字通り、養子縁組によって養親となることを希望する里親である。

里親となるには、「里親の認定等に関する省令」において定められている要件を満たさなければならない。養育里親の場合は以下の通りである。

- 一 心身ともに健全であること
- 二 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- 三 経済的に困窮していないこと
- 四 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること
- 五 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

以上の要件を満たした上で研修を受講することで養育里親として登録が出来る。これはどの里親になる上でも満たさなければならない基本的な要件である。専門里親の場合では、この要件を満たした上で、「ア．第九条の規定により養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。」「イ．三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。」「ウ．都道府県知事がア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。」（里親の認定等に関する省令第19条第1項）のいずれかに当てはまらなければならない。無論、専門里親研修も受けなければならない。また、専門里親は委託される児童の特性上、委託された児童の養育に専念出来ることも求められる。

3. 2 里親制度の効果

里親家庭という施設とは全く異なる環境で生活することで、様々な効果が期待出来る。里親家庭に委託する意義を2011年に厚生労働省が作成した「里親委託ガイドライン」にて以下の様に明記している。

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる。
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる

この3つに共通することは家庭環境で生活出来ることが何よりのメリットである、ということである。虐待などによって心に大きな傷を負った子ども達にとって、安定的かつ特定の養育者の下で生活することはまず何よりも必要である。実親という最も信頼出来るは

ずの存在から虐待を受けることによって自身を否定されたり、人間関係構築のベースとなる親子関係を育めなかったり、心を許せる場所が奪われたりしている。その結果、愛着障害や解離性障害、その他の様々な症状などに繋がってしまう。まず何よりも、この様に子ども達が虐待によって失ったり奪われたりしたものを修復していかなければ先の支援はほとんど意味のないものになってしまう。だからこそ、家庭という小さなコミュニティで、里親という子どもにとってもその人だけ、里親にとってもその子だけ、という本来あるべき親子関係の下で生活することで、より子ども達の心の隙間などを埋めることが出来るのである。その結果、自分は誰かに受け入れてもらえる存在である、他人を信用しても大丈夫、自分にはこの人（里親）がいるから何かあっても守ってくれるという安心感、などが芽生え心理的なケアに繋がる。これは職員数が不足しており、1人の職員が多くの子ども達の面倒を見なければならない現在の施設養護では残念ながら非常に難しい。本論文の第2章第1節で社会的養護の原理において「家庭的養護と個別化」「継続的支援」が必要と記したが、まさに里親制度そのものを指していると言える。

もう1つ重要な効果は、家庭環境で生活することで子ども自身が将来家庭を持った際に戸惑うことなくスムーズに馴染めることである。施設では大人数での共同生活、職員が親代わりであるが実際の親とはあり方が全く違う、という様に家庭環境とは似ても似つかない。しかも、18歳になれば退所しなければならず一人暮らしとなってしまう。本来子ども期などに家庭生活を経験することで自身が結婚をしたりして家庭を持つ様になった際に、どう生活していけばいいのか、問題が発生した時どう対処すればいいのか、などを子どもの頃の経験を活かしたり親の真似をしたりすることで乗り越えていく。施設養護の下で育った子ども達は家庭環境での経験がないためどうしたらいいのかかわからず、また頼ろうにもそういった存在がおらず（職員は今施設にいる子ども達で手いっぱい）ストレスとなってしまう、最悪そのストレスのはけ口が自身の子どものとなる虐待の世代間連鎖にも繋がる恐れがある。しかし、里親家庭の下で生活することで、家庭環境を経験出来るためこういった課題は解消される。また里親家族が自身の“実家”となるため、委託が終わってからもういわゆる普通の子どもの達と同様、困った時にいつでも連絡をして助言を得る、時々帰省をして愚痴を言ったりする、という心のよりどころにもなり得る効果も期待出来る。

3. 3 里親制度の現状

厚生労働省による「社会的養護の現状について」によると、現在登録里親数は9,392世帯、委託里親数は3,487世帯、委託児童数は4,578人となっている。里親等への委託率は2002年度末の7.4%（委託児童数2,517人）から2012年度末の14.8%（同5,407人）と約2倍となっている。しかし、この数値は全国平均であり都道府県市別で見ると格差の大きさが浮き彫りとなる。新潟県が44.3%と最も委託率が高く、静岡市が38.8%、沖縄県が33.6%、宮城県が33.3%、滋賀県が33.1%と後に続く。一方で最も低いのは金沢市と堺市の5.0%で、その後を京都府が5.8%、大阪府が6.6%、高知県が6.9%と続く。里親制度が日本全体で普及しない要因としては文化的要因のほか、里親制度の社会的認知度の低さ、里親といえ

養子縁組を前提としたものという印象が強い、研修や相談、レスパイト・ケア²¹など里親に対する支援が不十分、児童相談所にとって施設への措置に比べて里親委託はマッチングに手間がかかるため出来れば避けたい、実親が里親委託を了解しないことが多い、など数多くの課題があるためである。

自治体によって委託率に大きな差がある中、自治体独自の取り組みによって里親委託率を大幅に伸ばした地域がいくつか多くある。その中でも、ここ10年程で最も委託率を大幅に伸ばしたのが福岡市である。2004年度末の6.9%から2012年度末の31.5%と24.6%も増加している。²²福岡市は2004年当時、市内だけでなく福岡県内の児童養護施設が満員となり、県外の児童養護施設へ入所せざるを得なくなった。その結果、ケースワーカーが子どもに会いに行きづらい、親も会いに行けない、という最悪の状態となり、里親制度の推進が必要不可欠となった。そして、児童相談所に里親対応専門員の設置による体制強化と職員の里親委託有効性の理解促進、NPO法人と共働で出前講座やフォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援など、民間団体の力を借りて委託率を大幅に伸ばした。²³この福岡市に次ぐ増加幅を見せたのが大分県である。大分県は2004年度末の7.4%から2012年度末の27.8%と増加幅は20.4%となっている。²⁴大分県も福岡市同様、児童養護施設が満床となり、更に県南部には施設そのものがないという地理的な問題があった。また、集団生活への適応が難しい児童もあり、何らかの打開策が必要だった。そして対応を模索した結果、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点の下、里親委託の推進を決めた。その上で、全市町村への里親制度説明会の継続的な開催による広報活動、研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保による相互理解や連携の強化、児童相談所への里親担当職員の配置などによる体制強化などを行った。²⁵里親委託率が最も高い新潟県は、人口に占める児童養護施設の定員が全国平均と比較して極端に低いため、必然と里親制度が社会的養護における重要な選択肢となった背景がある。その上で、児童相談所の児童福祉司は里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワークの実践、新聞広告などによる広報活動、里親会と共催で里親大会等を開き理解を深めたり意見交換を行ったりすることで高い委託率を維持している。²⁶

²¹ 里親家庭が一時的な休息が必要となった時に、他の里親や児童養護施設、乳児院などを活用して里子を預けること。

²² 厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search=%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6（最終閲覧日 12月18日）

²³ 厚生労働省「里親等委託率アップの取り組み報告書～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working1.pdf（最終閲覧日 12月18日）

²⁴ 脚注22と同じ

²⁵ 脚注23と同じ

²⁶ 厚生労働省「里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001e5xt-att/2r9852000001e60p.pdf#search=%E9%87%8C%E8%A6%AA%E7%AD%89%E5%A7%94%E8%A8%97%E7%8E%87%E3%82%92%E5%A4%A7%E3%81%8D%E3%81%8F%E5%A2%97%E5%8A%A0%E3%81%>

里親＝ボランティア、という解釈を持っている人をたまに見かけるが実際は養育里親と専門里親には里親手当が支給される。委託児童 1 人につき養育里親は 1 ヶ月 7 万 2,000 円（2 人目以降は 3 万 6,000 円加算）、専門里親については 12 万 3,000 円（2 人目以降は 8 万 7,000 円加算）支給される。元々、里親手当は子ども 1 人当たり養育里親が 1 ヶ月 3 万 4,000 円、専門里親が 9 万 200 円だったが、2009 年度に大幅に引き上げられ現在の値段になった。これ以外にも、子どもの食費や被服費など日常生活に必要な諸経費として一般生活費が乳児で 5 万 4,980 円、乳児以外では 4 万 76,80 円が、その他には幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費の実費など必要な経費が別途支給される。²⁷これは各自治体によって異なる。親族里親には一般生活費や教育費などが支給されるが里親手当は支給されない。

4. これからの社会的養護のあるべき姿

3 章までは、社会的養護とは一体何なのか、現状はどうなっているのかなどを確認してきた。そこから見えてきたのは里親制度と児童養護施設、この 2 つが日本の社会的養護において今後大きなキーワードとなっていくことである。そこで本章では、今後のこの 2 つの社会的養護がどうなっていくべきなのか、考えていく。

4. 1 里親制度のこれから

これまで日本の社会的養護の中心を担ってきた児童養護施設は、職員不足によって子ども達に十分なケアの提供が必ずしも出来ているとは言えない現状、施設の用地確保の難しさ（特に大都市圏）による受け入れ能力の限界、など様々な課題を抱えている。一方で、里親制度は施設養護とは違い、家庭環境の中で特定かつ安定的な養育者の下で暮らすことが出来る。その結果、子ども達は虐待によって失われた本来あるべき親子関係を取り戻すことができ、安心感などが芽生えたり、自身のニーズにきちんと応えてもらったりすることで心の隙間を埋めることが出来る。また、ケアだけでなく、子ども達が将来自立し家庭を持つようになった際にスムーズに馴染むためには、家庭環境での生活を経験することは必要不可欠である。里親家庭での生活が自身の家庭での生活のモデルとなり、多くの困難を乗り越える上で参考となる。児童虐待において、最も重要な精神面のケアをより効果的

95%E3%81%9B%E3%81%9F%E8%87%AA%E6%B2%BB%E4%BD%93%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%87%8C%E8%A6%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E4%BA%8B%E4%BE%8B+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81'（最終閲覧日 12 月 18 日）

²⁷厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search='%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6'（最終閲覧日 12 月 18 日）

に行え、かつ将来の生活の土台を築けることはまさしく子ども達の最善の利益に即していると言える。だからこそ、里親制度の推進は必要不可欠である。現在、里親委託率は年々少しずつではあるが増加しており、政府も社会的養護全体の3分の1を里親制度が担うことを目標としている。この方針は筆者自身、正しい方向だと考えている。そこで、具体的にどういったことが推進の上で必要なのか、筆者の考えを述べる。

現在、里親等委託率は確かに増加傾向ではあるが伸び率は芳しくない。毎年約1%ずつしか増加していないのが現状である。2002年の7.4%から2012年の14.8%と、政府の目標値である3分の1に達するにはこのままのペースでは約15年かかる計算となる。子ども達のためにも、一刻も早い対応が必要不可欠なのは言うまでもない。では、どういったことが必要なのか。政府は里親ガイドラインの策定による里親委託優先の原則化、委託率の目標値設定、里親手当の引き上げなど様々な制度改革を行ってきた。こういった様々な里親に関する制度や方針が実際に行える様にすることがまず重要である。というのも、児童相談所はどこも慢性的な人手不足で、里親と要保護児童のマッチングなど施設養護と比べ時間が必要な里親制度に力を入れる人的余裕がない。児童相談所における里親担当職員は兼任が約75%、里親委託推進員の約85%が非常勤と里親は“片手間”で行われていると言える状況である。²⁸政府も、「社会的養護の現状について」にて児童相談所が取り組みの中心と位置付け、里親担当者の配置が必要としているが「専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい」と積極的なものとは言い難い。里親制度を推進していくにはこういった土台部分である体制を盤石にしなければ、推進スピードは上らず一定まで推進出来たとしてもそれ以上は見込めない。その結果、政府による方針などは机上の空論と化してしまいかねない。そこで私は、里親制度における民間団体の積極的協働を導入すべきだと考える。オーストラリアでは民間ソーシャルワーク機関が里親制度に関しては主な担い手となっている。また、福岡市が大幅な委託率アップが出来たのも民間団体との共働があったからである。現在、里親支援機関事業に関してはNPOや里親会など民間団体への委託が可能である。この対象事業を更に広げ、民間団体による里親委託事業を各地方自治体の児童相談所と合同で行うことも手だと考える。民間団体は実際に里親をしている人達と数多く接しているので、ニーズを細かく把握しており委託の際に活かすことが出来る。児童相談所も要保護児童の措置権限はあるが人手不足により里親制度への取り組みが片手間な現状を解消出来る、とお互いにとってメリットがある。里親の推進が大きく前進してからも、それに対応出来るだけの人的余裕、ニーズへの対応などが見込める。また、官民協働で行うことで「すべての子どもを社会全体で育む」という社会的養護の基本理念を実現することも出来る。だからこそ、民間団体との更なる協働は里親制度推進において大きな選択肢の1つになり得るのではないだろうか。

もう1つ、委託率の地域間格差という課題の解消も推進の上で重要である。最大で39.3%もの差がある現状は、子ども達の最善の利益が地域によっては全く達成出来ていないとも

²⁸厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search=%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6（最終閲覧日 12月18日）

言える。この地域間格差にはある特徴がある。委託率を伸ばしていつているのが大分、静岡、新潟、鳥取、佐賀などいわゆる地方都市が多く、大阪、名古屋、東京、横浜など大都市圏の多くが全国平均を下回っているのである。後者は、用地の問題、児童虐待相談件数が圧倒的に多いなど児童養護施設だけでなく里親制度の整備が早急に求められる状況下にある。だからこそ、こういった委託率の低い地域を重点的に対応することで、里親制度の底上げならびに委託率の全国平均を上げ、どの地域でも子ども達の最善の利益を保障出来る様にしていく必要がある。そのためには認知度、人々の理解の向上を行っていかねばならない。福岡市、大分県をはじめ委託率を伸ばした地方自治体は体制整備だけでなくフォーラム、説明会、リーフレット作成など、まず初めに普及活動を重点的かつ継続的に行うことで推進に大きく繋がった。里親制度について名前は知っているが詳しい内容までは知らない人が多く、「養子縁組を前提としている」「里親＝かわいそうな子を預かっている人」と正しくないイメージを持ったりしている。まず何よりも、里親制度と共に社会的養護について知って関心を持ってもらい、自分達の課題として繋げてもらえる土台作りが里親制度“後発地域”では早急に行っていかなければならないことである。逆に、新潟や静岡、福岡など里親制度“先進地域”に関しては、現状の維持もしくは子ども達の実情に合わせた更なる推進活動、他の地域への里親制度推進の補助、民間団体とのネットワーク強化など今まで以上の取り組みが求められる。

では実際に里親制度はどこまで推進すべきなのか。現在の政府の目標値は全体の3分の1としている。しかし、世界的に見ると先進国の平均委託率は約60%前後なので、それに近い数値まで上げていくべきである。ここから先は、達成後に考えるべきだと考える。現在は児童養護施設への偏りによって家庭環境を経験出来ない、手厚いケアが出来ないなど子ども達の最善の利益を保障出来ないため、一定水準までは推進していくべきである。ただし、日本と海外とでは文化的な違いもあり、また推進していくことで様々な課題が見つかっていくこともある。現に、オーストラリアでは家庭養護の偏りにより、本来なら家庭での生活を送れない程問題を抱えている児童がフォスターケア家庭に措置され措置変更を何度も繰り返す委託崩壊、フォスターケア家庭内での虐待など様々な課題を抱えている。(町野ほか編 2012:102-108) これは日本でも起こるかもしれない。また、オーストラリアとは違う新たな課題が見つかることもあり得る。里親制度は多くのメリットが謳われとても良いとされているが、必ずしも完璧なものではない。だからこそ、こういった課題などを精査した上で、どのレベルまで推進するのか、どれぐらいの割合で施設養護を取り入れるのかなど、社会的養護のベストミックスを慎重に見定めていく必要がある。

4. 2 児童養護施設のこれから

里親制度推進に向かう中、児童養護施設は今後どうあるべきなのか。様々な課題を抱えている中で、最も大きな課題は大舎制である。大人数でプライバシーが殆どない環境は、虐待によって精神が不安定な子ども達にとっては適した環境ではない。更に、職員1人で多くの子ども達と接しないといけないため、子ども1人に対する時間は限られており十分なケアを提供することは難しい。精神面のケアが最も重要であるにも関わらず、むしろ更に心の隙間を広げてしまいかねない環境となっている。だからこそ、現在行われている小

規模化は全施設で行うべきだと考える。小規模化によって、施設でも家庭環境に近いものを提供でき、集団生活によるストレスからも解放されることで子ども達は精神的に落ち着くことが出来る。その上で、職員は現在の様に1人で多くの子どもを見る必要がなくなるので、子ども1人に対する時間を多く確保でき、個別の状況に合わせた対応が取りやすくなる。その結果、精神面のケアをより進めることが可能となる。また、将来子ども達が自立したり家庭を持ったりする際には、大舎制と比べてより家庭環境に近い所で住んでいる分、馴染みやすい。だからこそ、これからの児童養護施設が子ども達の最善の利益を確保していくためには、小規模化は必要不可欠である。現在、大舎制施設の割合は2008年の75.8%から2012年の50.7%と順調に小規模化が進んでいると言える。²⁹ 今後はこの小規模化におけるノウハウを活かしていかにより効果的な小規模児童養護施設を増やせられるか、注意深く見ていく必要がある。

児童養護施設の役割も、里親制度が今後社会的養護において第一選択肢となるべく推進していく中、今までと同じではなく変化していかなければならない。具体的には、児童養護施設は要保護児童の生活の場としての役割がメインの現在から、より専門的な知識・対応などが必要な子への支援・治療の場としての役割を担うようになるべきだと考える。施設には多くの専門職が連携し合って子ども達のケアに努めている。これは専門里親の下での生活と比べると、よりケアの効果は大きなものと言える。また、対応などが非常に難しい子どもを里親家庭に任せてしまうと、里親にとって非常に大きな負担となってしまう。だからこそ、児童養護施設は比較的重度な障害・精神的ダメージなどにより里親家庭での生活が難しい、特定の養育者との密接な関係作りよりもまず治療や重点的なケアが必要な子ども達向けにすべきだと考える。この様な高度なケアの提供は里親家庭の下では難しいからこそ、プロフェッショナル集団でもある施設が担うべき役割である。そして、回復後は親子関係の再構築による家庭への復帰、里親への委託、施設に残留など、子ども達のニーズに柔軟に対応出来るようにすべきである。今までの様に児童養護施設が全ての役割を担おうとするのではなく、里親と施設で役割分担をすることが望ましいあり方だと考える。

もう1つ、ある役割の強化が重要である。それは地域支援である。地域での子育て講座など、入所している児童へのケアワークだけでなく地域に根差したソーシャルワークを提供することで、虐待を未然に防ぐことも出来る。要保護児童の増加を抑え、結果的には職員達の負担を軽減することにも繋がる。大舎制のままでは、人員配置の関係上施設にいる子ども達のことだけで手いっぱいとなってしまう。小規模化することで、1人で多くの子どもを見る必要がなくなり余裕が生まれ、地域支援も積極的に行えるようになる。地域との連携を深めることで、施設からの支援だけでなく地域の人々も社会的養護や要保護児童の現状などについてより関心を持つ様になり、ボランティアや里親など逆に地域の人々が大きな力にもなり得る。だからこそ、児童養護施設による地域支援の強化は施設だけでなく、社会的養護そのものにおいても非常に重要なことだと考える。

²⁹厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search=%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6（最終閲覧日 12月18日）

この様に、里親制度を推進している中でも児童養護施設は依然社会的養護において、非常に多くの、そして大きな役割が期待出来る。逆に里親制度の推進を何も考えずにやり過ぎて依存度を高めてしまえば、家庭環境の下ですぐに生活するのは厳しい要保護児童達は行き場を失ってしまう。だからこそ、オーストラリアの様に家庭養護への極端な偏りは避け、児童養護施設をより効果的に活用していくことで、子ども達の多種多様なニーズに柔軟に対応することが出来るようにする必要がある。

子ども達の多種多様なニーズに柔軟に対応する上で、措置年齢に関しても見直す必要があると考える。現在は18歳で措置終了となり、希望によっては最大20歳まで延長出来る。仮に現役で大学に進学したとしても、折り返し地点である3年生からは経済的にも自力で生活しなければならなくなるのである。そういった影響もあり、第2章第2節第2項にて述べた通り児童養護施設退所後の子ども達の生活は厳しいものとなっている。学費は奨学金という将来にわたる借金に頼らざるを得ず、生活費も講義の合間に多くのアルバイトをして稼がなければならずキャンパスライフを楽しむ余裕などない。負担は想像を絶するものであり、こういった現状から進学したくても出来ない施設出身の子どもは数多くいると考えられる。現在、国は社会的養護のあり方に関して見直したりしているが、この件に関しては具体的な改正案などは出ていない。社会的養護において「当たり前」な生活の保障が必要であるにも関わらず、現代社会ではほぼ「当たり前」になった高等教育機関への進学がきちんと保障されていないのは矛盾していると言える。また、高等教育を受けることでより給料などが良く生活に大きく困らない程の職をより得られ易くなり、子ども達が施設に出てからも最善の利益を得られる様な生活を送れる様にすることが出来る可能性が大きく高まる。だからこそ、最低でも措置年齢は短期大学や高等専門学校などの卒業年齢に当てはまる20歳にし、大学卒業年齢（現役入学の場合）に当てはまる22歳まで延長出来る様にすべきである。措置内容に関しては、施設での居住が人員などの問題から難しければ授業料などだけでなく1人暮らしに必要な経費を最低限は国や地方自治体が負担するなど、いくらでも支援のやり方はある。社会的養護を虐待などからのただのシェルターとするのではなく、“普通”の家庭で暮らしている子ども達と同等もしくはそれ以上の未来を用意することがケアと共に重要なことではないだろうか。

おわりに

本論文では、児童虐待問題が社会問題として年々深刻化していく中で、いかに子ども達の最善の利益を保障していくためにはこれからの社会的養護はどうあるべきか探った。虐待を受けた子ども達は心に多くの傷を抱えてしまっている。そういった子達は、いかに特定かつ安定的な養育関係を築ける人の下で安心して生活出来るかがケアにおいて最も重要なことである。大舎制児童養護施設が社会的養護のほとんどを担っている現状では、これは叶わない。だからこそ、里親制度、小規模の児童養護施設などより家庭環境に近い場所で生活出来る様にしていくことで、子ども達のケアをより効果的なものにすることができ、

また将来家庭を持っても違和感なく馴染み幸せな生活を送れる様にすることが出来ると思える。ただし、現状日本において家庭的養護の推進は今までにない社会的養護の変革となるため、十分なノウハウもなければどういった事態になるかも予想がつかない。現在、家庭的養護に関しては多くのメリットが挙げられているが、果たして全てのメリットが当てはまるのか、課題はないのか、どういった問題が起きるのか、などは実際に推進を進めていかなければわからない部分が多い。こういった実際に進めていかなければわからないことを1つでも多く精査し、社会的養護のベストミックスを見極めていくことが今後の社会的養護において最も大きな課題となるだろう。

今回は、社会的養護の中から里親制度と児童養護施設の2つを扱った。しかし、実際は社会的養護には様々な施設が存在し、社会的養護を考える上では決して無視してはいけない。その他の施設はどうしていくべきなのか、取り上げられなかったことは反省すべき点である。また、児童相談所や児童養護施設などの職員がより家庭的環境での社会的養護の提供をどの様に考えているのか、国と現場とで考え方の相違や現場の状況に即していない方針を示していないのか、など従事者の方々のお話を聞かずに本論文の執筆に至ったことも大きな反省点であり、今後の課題としたい。

最後に、筆者が本論文を書いた上での感想を述べたい。私がこの問題に関心を持つ様になって早8年程になる。最も痛感したのが、児童虐待に関する状況は、相談対応件数の増加以外はほとんど何も大きくは変わっていないことである。例えば大きな虐待事件が起きて社会から大きな注目を浴びたとしても、児童虐待問題が継続的に人々から関心を持たれることはなく、ましてや「子ども達のその後」に目を向けられることなどほとんどない。児童相談所などはこんなにも児童虐待が社会的問題となっているにも関わらず、依然広報活動に力を入れなければ里親制度が中々浸透しないのが児童虐待問題及び社会的養護の現状である。訪問活動を行っていた施設の子ども達の中には、年齢的に既に退所している子もいるだろう。その子達はごく平凡な家庭をきちんと経験出来ないまま社会に1人放り出されたと考えると胸が痛くなり、社会的養護はいかにスピード感ある変革が必要なのか、執筆中ふと子ども達の顔を思い出して再認識した。幸いにも、国は社会的養護の変革を進めていこうと多くの方針や施策を打ち出しており、少しずつだが里親等委託率アップ、大舎制児童養護施設の減少と小規模施設増加など、要保護児童を巡る環境は変わりつつある。今後も1人でも多くの虐待を受けて傷ついた子ども達が、それでも生まれてよかった、幸せの人生を送れた、そう思えるような社会的養護になることを願い、本論文の終わりとしたい。

参考・引用文献

- 内田良, 2009, 『「児童虐待」へのまなざし—社会現象はどう語られるか』世界思想社
小田兼三、石井勲編著, 2013, 「社会的養護入門」株式会社ミネルヴァ書房
小野澤昇、田中利則、大塚良一編著, 2013, 「子どもの生活を支える 社会的養護」株式会社ミネルヴァ書房

庄司純一, 2009, 「Q&A 里親養育を知るための基礎知識【第2版】」株式会社明石書店
 園井ゆり, 2013, 「里親制度の家族社会学ー養育家族の可能性」ミネルヴァ書房
 谷口純世、山縣文治編著, 2014, 「新・プリマーズ/保育/福祉 社会的養護内容」
 株式会社ミネルヴァ書房
 南部さおり, 2011, 「児童虐待ー親子という絆、親子という鎖」教育出版株式会社
 西田芳正, 2011, 「児童養護施設と社会的排除ー家族依存社会の臨界」(社) 部落解放・人権
 研究所
 深谷昌志、深谷和子、青葉紘宇編著, 2013, 「社会的養護における里親問題への実証的研究
 ー養育里親全国アンケート調査をもとに」福村出版株式会社
 町野朔、岩瀬徹編著, 2012, 「児童虐待の防止ー児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所」
 株式会社有斐閣
 町野朔、岩瀬徹、柑本美和共編, 2012, 「児童虐待と児童保護ー国際的視点で考える」上智
 大学出版
 武藤素明, 2012, 「施設・里親から巣立った子どもたちの自立ー社会的養護の今」
 福村出版株式会社
 森田喜治, 2006, 「児童養護施設と被虐待児ー施設内心理療法家からの提言」株式会社創元
 社
 山縣文治、林浩康編著, 2007, 「社会的養護の現状と近未来」株式会社明石書店
 湯沢雍彦, 2005, 「里親入門ー制度・支援の正しい理解と発展のために」株式会社ミネル
 ヴァ書房
 湯沢雍彦, 2004, 「里親制度の国際比較」株式会社ミネルヴァ書房
 厚生労働省, 2014, 「平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html>
 厚生労働省, 2011, 「社会的養護の課題と将来像」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf#search='%E7%A4%B%E4%BC%9A%E7%9A%84%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E3%81%AE%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E3%81%A8%E5%B0%86%E6%9D%A5%E5%83%8F'
 厚生労働省, 2013, 「社会的養護の現状について (参考資料)」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf#search='%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E7%8F%BE%E7%8A%B6'
 厚生労働省, 2014, 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf
 厚生労働省, 2013, 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/9-2.pdf>
 厚生労働省, 2013, 「里親等委託率アップの取り組み報告書ー委託率を大きく増加させた福
 岡市・大分県の取り組みよりー」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working1.pdf

厚生労働省「里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001e5xt-att/2r9852000001e60p.pdf#search=%E9%87%8C%E8%A6%AA%E7%AD%89%E5%A7%94%E8%A8%97%E7%8E%87%E3%82%92%E5%A4%A7%E3%81%8D%E3%81%8F%E5%A2%97%E5%8A%A0%E3%81%95%E3%81%9B%E3%81%9F%E8%87%AA%E6%B2%BB%E4%BD%93%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%87%8C%E8%A6%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E4%BA%8B%E4%BE%8B+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81'](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001e5xt-att/2r9852000001e60p.pdf#search=%E9%87%8C%E8%A6%AA%E7%AD%89%E5%A7%94%E8%A8%97%E7%8E%87%E3%82%92%E5%A4%A7%E3%81%8D%E3%81%8F%E5%A2%97%E5%8A%A0%E3%81%95%E3%81%9B%E3%81%9F%E8%87%AA%E6%B2%BB%E4%BD%93%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%87%8C%E8%A6%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E4%BA%8B%E4%BE%8B+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81)

厚生労働省「児童虐待の現状」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

厚生労働省「児童虐待の定義と現状」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

文部科学省, 2012, 「平成 24 年度学校基本調査（速報値）の公表について」

[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1324976_01.pdf#search=%E9%AB%98%E7%AD%89%E6%95%99%E8%82%B2%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E9%80%B2%E5%AD%A6%E7%8E%87'](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1324976_01.pdf#search=%E9%AB%98%E7%AD%89%E6%95%99%E8%82%B2%E6%A9%9F%E9%96%A2+%E9%80%B2%E5%AD%A6%E7%8E%87)

日本子ども家庭総合研究所, 2001, 「児童虐待と心のケア」

<http://www.aiikunet.jp/exposion/manuscript/11525.html>

日本子ども家庭総合研究所, 2014, 「The social costs of child abuse in Japan」

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S019074091400276X>

NPO 法人シンクキッズ 子ども虐待・性犯罪をなくす会

「虐待が子どもに与える深刻な影響と心の傷のケアが必要な理由」

<http://www.thinkkids.jp/genjou/reason>

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル, 2013,

「【プレスリリース】児童養護退所者の進学率は約 2 割（全国平均 77%）、進学した退所者の約 3 割が中退」 <http://www.b4s.jp/2013/05/09165132/>

特定非営利活動法人 3keys 「児童養護施設について」

<http://3keys.jp/activity/fosterhome/>

特定非営利活動法人 3keys 「児童養護施設からの進学、就職、自立」

<http://3keys.jp/activity/after/>

日本ユニセフ協会『「子どもの権利条約」全文』

http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html

電子政府の総合窓口「児童福祉法」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO164.html>

※インターネット資料最終閲覧日 12 月 18 日